

ドイツにおける特許侵害に関する諸問題



2015年11月

Jochen Sties

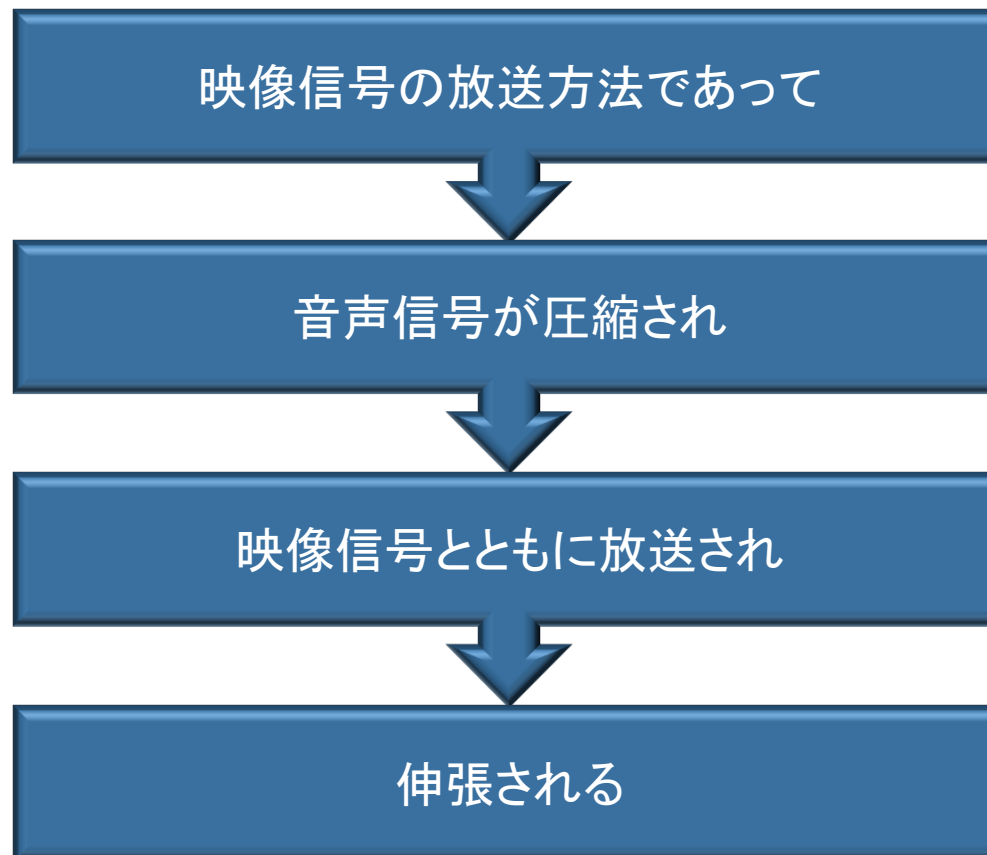
内容

- 文言侵害
- 均等論に基づく侵害
- 許容できる修理 vs. 許容できない再製造
- 間接侵害
- ドイツ国外における活動によるドイツ特許の侵害

内容

- 文言侵害
- 均等論に基づく侵害
- 許容できる修理 vs. 許容できない再製造
- 間接侵害
- ドイツ国外における活動によるドイツ特許の侵害

方法特許 – 事例1 (1)



方法特許 – 事例1 (1)

付随する音声信号がMPEG-2規格に従い圧縮され、放送され、その後MPEG-2規格に従い伸張される映像信号の放送方法に関する特許があると仮定する。

疑義侵害者は、MPEG-2規格に基づき音声信号を伸張する電子装置を販売する。

当該電子装置の製造業者は、この特許を(間接的に)侵害するか？

方法特許 – 事例1 (2)

侵害する。

これは、**直接侵害**である。

刑法から法理を適用して、以下によって侵害者を共犯者とする活動によっても特許は侵害され得ると連邦司法裁判所は判断した：

- 特許方法のステップの一部のみの実行に**関与する**；
- 他者による特許侵害の**防止を十分真摯に行わない**。

“Audiosignalcodierung”判決 (X ZR 69/13、2015年2月3日)

方法特許 – 事例2

クレーム1: 映像信号のエンコード方法



クレーム2: 映像信号のデコード方法



方法特許 – 事例2

映像信号のエンコード方法及びエンコードされた映像信号のデコード方法に関する特許があると仮定する。

疑義侵害者は、特許方法によりエンコードされた映像信号が保存されたDVDを販売する。

DVD上の映像信号のシーケンスは、特許方法により生じた「直接的な結果」であるか(したがって、方法特許により保護されるか)？

保護される。

データシーケンスは、製品と同様に提供、販売及び使用することができ、したがって製品として取り扱うことができると、連邦司法裁判所は判示した。

“MPEG-2-Videosignalcodierung”判決 (X ZR 33/10、2013年8月21日)